

2010くらしのサポーター通信

地上デジタル放送に関する悪質商法等にご注意！

総務省の調査で、地上デジタル放送に関する悪質商法が確認されており、その内半数近くが高齢者に関するものです。地デジに関する消費者の知識不足につけこんだと思われる悪質商法に騙されないよう気を付けてください。

ハイライト:

□今月のテーマ

1 地上デジタル放送に関する悪質商法等にご注意！

2 消費者の強い味方「クーリング・オフ」とは？

□お知らせ

くらしのサポーター研修・交流会及び県内視察のご案内

□交流コーナー

くらしのコラム
サービス品とお買い得品の違い～安いのは広告の品？～

【悪質商法等の事例と対応例】

（１）不当な金銭の請求

①総務省から派遣されてきたと言う業者が地上アナログ放送が10年間延長出来る工事を3000円ですと勧誘してきた。

②業者が地デジ普及のため3000円必要だと集金にきて、総務省のコールセンターの電話番号を提示していった。

【対応】→行政機関、放送事業者が、地デジ対応工事を理由に現金を要求することはありません。また、地上アナログ放送は2011年7月に終了し、延長工事が行われることはありません。そのような要求をされた場合ははっきり断りましょう。

③地デジ工事に9万円かかるが今なら5万円できると前金を騙しとられた。
領収書の発行もなく、その後の連絡もない。

【対応】→工事が必要か否かやどのような工事が必要かはアンテナ設備や電波状況により異なります。安くするからとせかされても慌てて契約や支払をせず、ご家族や近くの信頼できる電器店、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）などに相談しましょう。

④デジサポと名乗る職員が訪問し費用を請求された

【対応】→デジサポによる相談等は無料です。料金を請求された場合は、すぐに支払わず、デジサポ、総務省総合通信局等に御相談ください。

（２）疑わしい商法

⑤「地デジが見られなくなる」と言ってケーブルテレビへの加入を迫られた

【対応】→受信障害の対策はケーブルテレビのみとは限らないため、契約を急ぐことなく、同じ町内の知り合いに事業を確認したり、信頼できる近くの電器店やデジサポ等に対策について相談してください。

⑥行政機関を名乗る者からチューナーの無料支援を電話勧誘された

【対応】→総務省では生活保護世帯の方などにチューナーの無料給付を行っています。これは事前の申込みに基づき実施していますが、行政機関が支援対象となる世帯に周知広報を行うこともあります。不審な点があればデジサポまで連絡してください。

デジサポ徳島 088-603-0200

（平日9時～21時、土日祝9時～18時）

総務省四国総合通信局 089-936-5080



消費者の強い味方「クーリング・オフ」とは？

名前や、返品できるというだいたいの内容は知っている方も多い「クーリング・オフ」制度。しかし、消費者情報センターには「通信販売で〇〇を買ったが、気に入らないのでクーリング・オフしたい」といったクーリング・オフできないものについての相談もあります。

今回は、知っているけど詳しく知らない「クーリング・オフ」について、皆さんに再認識していただき、周りの方々にも御周知いただきたいと思います。

（１）クーリングオフとは？

クーリング・オフ制度は、消費者が契約した後で冷静に考え直す時間を与えるためのものであり、不意にやって来た訪問販売などで、意思がはっきりしないうちに、商品購入の契約をしてしまった場合などに、一定期間内であれば理由は問わず無条件で契約解除できるという制度であり、返品に係る送料も業者負担になります。

基本的に、クーリング・オフは不意に訪問販売に来られるなどして、契約内容や自分の意思がはっきりしないままに契約してしまった場合の救済方法であり、契約内容を理解し、自らのはっきりとした意思で契約した店舗での購入や通信販売などは原則対象になりません。

（２）対象となる商品・役務（サービス）等は？

法律（特定商取引法）改正により昨年12月より原則（※例外あり）すべての商品・役務（サービス）が対象となりましたが、権利については指定権利（スポーツ会員権など）のみとなっています。

また、特定商取引法以外の法律で規制されているものは対象とならないものがあります。

例）金融商品取引法（株式等の有価証券の販売）等

（３）対象となる取引は？

対象となる取引には限りがあります。主なものを下に例示しました。

取引内容	適用対象	クーリング・オフ期間
訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF（催眠）商法 等	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘され、申込みをする契約	8日間
連鎖販売取引	個人が販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られると言って、連鎖的に販売組織を拡大する取引（営業のために、もしくは営業として締結するものも対象） ※いわゆる「マルチ商法」「ネットワークビジネス」等と言われるもの。（店舗契約含む）	20日間 （条件により、中途解約・返品も可）
業務提携誘引販売取引（内職・モニター商法）	内職等の仕事を提供するので収入が得られると誘い、仕事に必要であるとして商品等を売りつけ金銭負担を負わせる取引（店舗契約含む）	20日間
特定継続的役務提供	決められた金額、期間を超えるエステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス（店舗契約含む）	8日間 （中途解約も可）



(4) 対象とならないのは？

①自分から店舗に出向いて購入する「店舗購入」や、広告やネットを見て自ら電話やメールなどで購入する「通信販売」の場合などは原則クーリング・オフできません。

②現金取引で3,000円未満の場合。

③商品・役務（サービス）の例外として、使用してしまった健康食品や化粧品などの指定消耗品と自動車、葬儀費用など。

（ただし、指定消耗品の場合は、販売員に試しに使うように言われて使用してしまった場合などは、使用・開封後もクーリング・オフ可能です。）

(5) これはクーリング・オフできる？できない？

＜事例1＞通信販売で健康食品を買いました。クーリング・オフできますか？

答え：通信販売の場合クーリング・オフは出来ません。

※但し、通信販売の場合、広告に返品特約（返品できるかできないか、返品の条件など）の表示がない場合は8日間は理由無く解約・返品ができます。表示がある場合はその内容に従うことになります。返品できる場合も、「クーリング・オフ」ではありませんので、送料は本人負担となることにご注意下さい。

＜事例2＞昨日、訪問販売で化粧品セットを購入しました。販売員さんが「開けてつけてみて」というので開封してしまったのですが、よく考えると高額な上、必要のない商品だったのでクーリング・オフしたいのですが。

答え：クーリング・オフできます。契約書面を受け取ってから8日以内にクーリング・オフの手続をしてください。（契約書面なしや不備の場合は8日過ぎてもクーリング・オフ可能）

(6) クーリングオフの方法

クーリング・オフは書面の郵送で行います。また、証拠が残るよう簡易書留や内容証明郵便などの記録の残る方法で郵送してください。

はがきで行う場合は両面コピーを取ってから、簡易書留で送るようにします。（簡易書留の受領証とはがきのコピーは保管しておくこと）

クレジット払いの場合は、必ずクレジット会社にも通知してください。

※クーリング・オフできるかどうかわからない場合などはお気軽に消費者情報センターにお問い合わせ下さい。

記載例（はがき）

平成 × 年 × 月 × 日 氏名 × × × × × × 住所 × × × × × × 氏名 × × × × × ×		契約年月日 平成 × 年 × 月 × 日 書面受領日 平成 × 年 × 月 × 日 商品名 × × × × × × 金額 × × × × × × 円 社名 × × × × × × 支店 担当者 × × × × 氏	契約解除通知 右契約の申込みを撤回し、又は契約を解除しますので通知します。支払済の×××円は、すみやかにお返しく下さい。商品は引き取ってください。
株式会社 × × × × × × 代表取締役 × × × × × × 殿 又は 責任者 殿		契約会社住所 〒 × × × × × × × × × ×	

徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
ホームページ
<http://www.w1.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。



くらしのコラム

サービス品とお買い得品の違い～安いのは広告の品？～

時折、妻のお供で買い物に出かけるのだが、宣伝文句、キャッチコピーと言うのか、の多さと表現力の豊かさには感動するほどである。表現やカタカナ、平仮名などの表示で微妙に割引率も異なる、らしい、詳しくはわからないし、自信もないのだが。

ワゴンに乗せて通路にある商品は目に入りやすい。おすすめ品と言うのは安いような気もするが、安いとは限らない。サービス品となればかなり割引率は高い、らしい。最も割引が高そうなのが、広告の品であるようだが、時折売り切れてないこともある。

このような表示の差の識別は難しい。外見を見て、消費者で商品価値を見分けられる力が十分ある人は少ないのではないかな。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター研修・交流会 及び県内視察のご案内

くらしのサポーター研修・交流会及び県内視察を次のとおり予定しております。別途、皆様に御案内いたしますので、御参加くださいますようお願いいたします。

①くらしのサポーター研修・交流会

- 日程：第1回（県南部）南部総合県民局（阿南庁舎）
10月18日（月）13:30～15:30
第2回（県西部）西部総合県民局（美馬庁舎）
10月22日（金）13:30～15:30
第3回（県央部）とくぎんトモニプラザ
10月28日（木）13:30～15:30

※いずれの回へも参加可です。

②くらしのサポーター県内視察

- 日程：11月11日（木）
内容：徳島県立農林水産技術支援センター農業研究所
～オープンラボでの農薬残留分析について～
他もう1カ所を予定

くらしのサポーター担当者より

9月も下旬となると秋の爽やかさを感じられるようになりました。

今年の中秋の名月の9月22日は曇天のところが多かったようですが、雲間から御覧になられた方もいらっしゃるでしょうか。

秋になると空気が乾燥することから、月が鮮明に見えるのだそうですね。

季節感を感じながら生活をしていきたいものです。

